

〇〇〇商店会 会 則 (例)

制 定 平成〇〇年〇〇月〇〇日

改 正 平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、会員の相互扶助の精神に基づき、会員のために必要な共同事業を行うとともに、地区内の環境の整備改善を図るための事業を行うことにより、会員の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、〇〇〇商店会と称し、事務所を会長宅に置く。

(地 区)

第3条 本会の地区は、栃木県宇都宮市〇〇町の区域とする。

(注) 町等の一部が区域に含まれる場合は、「〇〇町〇〇番地から〇〇番地まで」あるいは、「〇〇町 (〇〇番地から〇〇町〇〇番地までを除く。)」のように詳細に記載すること。

(規 約)

第4条 この会則で定めるもののほか、必要な事項は、総会の議決を経て規約で定める。

第 2 章 事 業

(事 業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換と事業福祉増進を図るものとする。
- (2) 地域発展のための助成に関する事業を行うものとする。
- (3) 会員相互の利益増進のための活動事業を行うものとする。
- (4) 目的達成に必要な研修を行うものとする。
- (5) 会員は本会運営のため、事業に積極的に参画しなければならない。

第 3 章 会 員

(組 合 員)

第6条 本会の会員たる資格を有する者は、次の各号の一に掲げる者とする。

- (1) 本会の地区内において小売商業を営む者
- (2) 本会の地区内においてサービス業を営む者
- (3) 本会の地区内において前2号以外の事業を営む者
- (4) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

(注1) 事業を「営む」とは、営利を目的として事業を反覆継続して行うことを意味する。

(注2) 事業を営まない事業者を含める場合には、第3号中「事業者を含む者」とあるものを「事業を行う者」と書き換えること。

(注3) 第4号は、第1号から第3号まで以外の者（居住するサラリーマン等）に会員資格を与える場合は、「本会の地区内に住所を有する者」と記載すること。

(加 入)

第7条 本会の会員たる資格を有する者は、規約で定める加入手続きにより本会の承諾を得て、本会に加入することができる。

2 前項の加入の諾否は、役員会において決する。

(相続加入)

第8条 死亡した会員の相続人で会員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始のときに会員となつたものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(議決権及び選挙権)

第9条 会員は、各1個の議決権及び役員選挙権を有する。

2 会員は、第22条第5項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、会員が記名捺印した書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その会員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の会員でなければ代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

4 代理人は、5名以上の会員を代理することができない。

5 代理人は、その代理権を証する書面を議決権を行う前に、本会に提出しなければならない。

(注) 第4項の代理人が会員を代理する数は、4人の範囲内で、会員総数を勘案して定めること。

(経費の賦課)

第10条 本会は、その行う事業の費用に充てる為、会員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法、その他必要な事項は、総会において

定める。

(使用料及び手数料)

第11条 本会は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料の額は、総会で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(自由脱退)

第12条 会員は、あらかじめ本会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の〇〇日前までにその旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第13条 本会は、次の各号の一つに該当する会員を総会の議決によって除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の〇日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 会費の払込み、経費の支払い、その他本会に対する義務を怠った会員
- (2) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとした会員
- (3) 本会の事業の利用について不正の行為をした会員
- (4) 犯罪その他本会の信用を失う行為をした会員

(届出)

第14条 会員は、次の各号の一つに該当するときは、〇日以内に本会に届出なければならない。

- (1) 氏名、名称（法人たる会員にあつては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき。
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

(過怠金)

第15条 本会は、次の各号の一つに該当する会員に対し、総会の議決により〇円以下の過怠金を課することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の〇日前までにその会員に対して、その旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- 2 第13条第1号から第3号までに掲げる行為のあった会員
- 3 全条の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした会員

(延滞金)

第16条 本会は、会員が使用料、手数料、過怠金その他本会に対する債務を履行しない場合は、履行期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利〇%の割合で延滞金を徴収することができる。

第 4 章 役 員

(役 員)

第17条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|-----|---------|-----|---|
| (1) | 会 長 | 1 | 名 |
| (2) | 副 会 長 | ○ | 名 |
| (3) | 会 計 | ○ | 名 |
| (4) | 監 査 | ○ | 名 |
| (5) | 相談役, 幹事 | 若 干 | 名 |

2 前項の兼任は、原則として2つ以上認めない。

3 本会は17条第1号から第5号までに掲げる者のほか、顧問を置くことができる。

(役員選挙)

第18条 役員は、次に掲げる者のうちから総会において選挙する。

(1) 会員又は会員たる法人の役員であって、立候補し、又は役員会若しくは○人以上の会員から推薦を受けた者

(2) 会員又は会員たる法人の役員でない者であって、役員会又は○人以上の会員から推薦を受けた者

2 役員選挙は、単記式無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第2項の規定による立候補者又は推薦を受けた者の数が選挙すべき役員の数を超えないときは、投票を行わず、その者を当選人とする。

5 第1項の役員選挙を行うべき総会の会日は、少なくとも、その20日前までに公告する。

6 第2項の規定による立候補又は候補者の推薦をした者は、総会の会日の15日前までに、立候補した旨又は被推薦者の氏名を本会に届出なければならない。

7 第3項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行うことができる。

8 指名推薦の方法により役員選挙を行う場合における被氏名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

9 選考委員が被氏名人を決定したときは、その被氏名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(注1) 役員選挙について、指名推薦の方法をとらない会にあっては、第9項以下を削除すること。

(注2) 投票を連記式によって行う会にあっては、第2項中「単記式無記名投票」

とあるのは「連記式無記名投票」と書き換えること。

(役員任期)

第19条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 ○ 年
- (2) 副 会 長 ○ 年
- (3) 会 計 ○ 年
- (4) 監 査 ○ 年
- (5) 相談役, 幹事 ○ 年

2 役員は、再選されることができる。

3 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、第17条に定めた役員の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

4 補欠（定数の増加に伴う場合の補欠も含む。）で選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。

(注) 役員任期は、1年以上3年以内において適宜定めること。

(役員任務)

第20条 会長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は欠員の場合は、その職務を代理し、又は代行する。

3 会計は、本会経理を司る。

4 監査は、本会の会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(1) 監査は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は会長に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(2) 監査は、その職務を行うため特に必要があるときは、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(3) 幹事は、各ブロックを代表し、ブロック内の世話をし各事業部門において積極的な推進を図る。

(4) 相談役は、本会に功労のあった者のうちから、役員会の議決を経て会長が委嘱し、その任務は、会務の推進に協力することとする。

(5) 顧問は、学識経験のある者のうちから、役員会の議決を経て会長が委嘱する。

第 5 章 会 議

(会 議)

第21条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 通常総会

- (2) 臨時総会
- (3) 役員会
- (4) 幹事会

(総会の招集)

第22条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、役員会の議決を経て会長が招集する。
- 3 会員が総会員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を役員会に提出して総会の招集を要求したときは、役員会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。
- 4 前項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から10日以内に会長が総会招集の手続きをしないときは、第1項の規定にかかわらず、会員が総会員の5分の1以上の同意を得たときは総会を招集することができる。
- 5 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発して行うものとする。
- 6 総会において役員を選挙を行う場合には、前項の通知書に第18条第6項の規定により届出のあった立候補者及び被推薦者の氏名を記載しなければならない。

(総会の議決事項)

第23条 総会で審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算案及び決算
- (2) 事業報告及び行事計画
- (3) 役員選挙
- (4) その他必要な事項

(総会の議事等)

第24条 総会は正会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）にて成立し、出席者の過半数をもって議決する。但し、同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 総会の議長は、出席した会員（会員又は会員たる法人の代表者）のうちから選任する。
- 3 総会においては、第22条第5項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席者（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意があった場合はこの限りでない。
- 4 総会においては、延期又は続行の議決をすることができる。この場合においては、第22条第5項の規定は適用しない。

(特別の議決)

第25条 次の事項は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数に

よる議決を必要とする。

- (1) 会則の変更
- (2) 会の解散又は合併
- (3) 会員の除名

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した役員が署名しなければならない。

2 議事録には、少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集の年月日
- (2) 開会の日時及び場所
- (3) 会員数及びその出席者数
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）

(役員会)

第27条 本会に役員会を置く。

2 役員会は、本会の運営機関にあつて、必要に応じて会長がこれを招集する。

(役員会の議決事項)

第28条 この会則で定めるもののほか、次の事項は、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関し重要な事項

(役員会の議事等)

第29条 役員会の議長は、会長をもってあてる。

- 2 役員会における各役員の議決権は、各1個とする。
- 3 役員会の議事は、役員の過半数が出席し、その過半数で決する。
- 4 役員は、やむを得ない理由がある場合は、あらかじめ通知のあった事項について、書面により役員会の議決に加わることができる。

(役員会の議事録)

第30条 役員会の議事録については、第26条（総会の議事録）の規定を準用する。

(幹事会)

第31条 本会は、その事業の執行に関し、役員会の諮問機関として幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の種類、組織及び運営に関する事項は、総会において定める。

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年〇〇月〇〇日に始まり、翌年〇〇月〇〇日に終わるものとする。

(経費)

第33条 本会の経費は、入会金、会費及び寄附金、使用料及び手数料、補助金並びに運営収入等により、これに充てるものとする。

(会費の納入)

第34条 本会の会員は、毎月定められた会費を納入しなければならない。

第 7 章 慶 弔

(慶弔規定)

第35条 次に掲げる慶弔が発生した場合は役員会において審議の上、慶弔の意を表わすものとする。

- (1) 会員が疾病又は傷害等により〇日以上入院加療をした場合
- (2) 会員が死亡した場合（花輪と香典）
- (3) 会員が結婚した場合
- (4) 会員の第1子が出生した場合
- (5) 会員が〇〇〇商店会の地区内に店舗等の新築又は大改装をした場合
- (6) 10年以上加入していた会員が退会又は廃業の申出をした場合
- (7) その他必要に応じて役員会にて協議する。

第 8 章 附 則

(実施の時期)

- 1 この会則は、本会の成立の日から実施する。

(任期の特例)

- 2 設立当初の役員任期は、第19条（役員任期）の規定にかかわらず、本会の成立の日始まり、平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

(事業年度の特例)

- 3 設立当時の事業年度は、第26条（事業年度）の規定にかかわらず、本会の成立の日始まり、平成〇〇年〇〇月〇〇日に終わるものとする。

(注) 任期の特例については、次のように記載してもよい。

- 2 設立当時の役員任期は、第19条の規定にかかわらず、本会の成立の日から1年又は最初の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。

(細則)

4 本会に必要な細則は、この会則に抵触しない範囲で、役員会において定めることができる。

(会則の変更)

5 本会の会則は、総会において変更することができる。

平成〇〇年度〇〇商店会役員名簿

役 職 名	氏 名	電 話	FAX
会 長			
副 会 長			
〃			
〃			
会 計			
会 計 監 査			
〃			
幹 事			
〃			
〃			
〃			
〃			
相 談 役			
顧 問			

平成〇〇年度〇〇商店会会員名簿

No.	商店名	代表者名	取扱商品 (業種)	住所	電話番号
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					